平成２１年（フ）第７１８号
千葉県市原市千種３丁目14番地３　アルメリーナ１―201
債務者　猪野　博美
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７３２号
千葉市美浜区幸町２丁目13番11棟402号
債務者　石坂マリビックこと　ＩＳＨＩＺＡＫＡ　ＭＡＲＹＶＩＣ　ＦＥＬＩＡＳ
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５７９号
名古屋市北区辻町５丁目24番地
債務者　丹羽加津美
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６０号
滋賀県湖南市三雲960番地、前住所滋賀県草津市木川町909番地　市営　24―１
債務者　松浦　靖史
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７６号
兵庫県姫路市西延末205番地43　メゾン四季101
債務者　宮本　修一
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３９８号
兵庫県高砂市荒井町扇町９―16―202、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町高丘４丁目４番地の８　ライオンズマンション明石高丘204号
債務者　服部　実夫
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４３８号
兵庫県高砂市阿弥陀１丁目15番15号
債務者　中島　康雄
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４４４号
兵庫県姫路市広畑区蒲田３丁目92番地
債務者　富田智代子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４５５号
兵庫県姫路市香寺町香呂416番地５
債務者　荒尾　　毅
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１１８号
松江市八雲町平原466番地４
債務者　新田　美香
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１９号
松江市八雲町平原466番地４
債務者　新田　　稔
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３３号
北海道小樽市長橋４丁目11番201号　マルキ92
債務者　俵谷　宏子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１３６号
北海道小樽市天神１丁目10番170号　パーソナルハイツ天神公園壱番館
債務者　谷野　元一
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１６３号
北海道苫小牧市澄川町５丁目17番16号
債務者　柴田　明美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第８２０号
仙台市青葉区小松島２丁目24番21号　フォーラスコーポ103
債務者　阿部　和博
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８６９号
宮城県石巻市広渕字長山100番地
債務者　赤坂　久子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８８１号
仙台市若林区中倉２丁目24番11―706号
債務者　鈴木　弘道
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係